

(参考資料) 違反事例

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 農薬の散布を下請事業者へ委託しているA組合は、下請代金の支払期日を定めずに発注したため、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者が役務を提供した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるにもかかわらず、当該支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 食品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を超えて下請代金の支払期日を定めていたため、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるにもかかわらず、当該期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 乾燥機の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② 洗浄機の製造を下請事業者へ委託しているE社は、「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 建設機械用部品の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意を文書で行わずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

- 電線の加工を下請事業者へ委託しているG社は、通常よりも納期を短縮して下請事業者が発注する場合、下請事業者に発生する費用増について十分に確認することなく下請代金の額を定めていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 食品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 自動車用部品の加工を下請事業者へ委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 金属部品の加工を下請事業者へ委託しているJ社は、下請事業者に対し、長期間、製造委託していない部品の金型を無償で保管させていた。

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 電気通信サービスの利用申込受付業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、A社が自社の取引先に対して申込書類を発送した日を基準とした締切制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 食材の加工を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 自動車用内装部品の加工を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ④ 輸送用機器の部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、自社の経理処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① プライベート・ブランド商品である食品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、商品の単価に数量を乗じて下請代金の額を計算しているところ、伝票ごとに1円未満の端数が生じた場合、端数を切り捨てて精算することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 産業用機械部品の加工を下請事業者に委託しているF社は、「値引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 結婚披露宴の引き出物の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったとき（第4条第1項第5号）

- ① 印刷物の作成を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、見積金額から一律一定率を引き下げて下請代金の額を定めていた。
- ② 食品加工業務を下請事業者へ委託しているI社は、発注数量が減少等しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、従来の単価に据え置いて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 結婚披露宴の司会進行を下請事業者へ委託しているJ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売するディナーショーチケットを購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品の塗装を下請事業者へ委託しているK社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 産業用機械部品の塗装を下請事業者へ委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 自動車用内装部品の加工を下請事業者へ委託しているM社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させていた。